

令和7年12月12日

【 警 察 庁 】

【概要書】

令和6年度犯罪被害者等施策

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

令和 6 年度犯罪被害者等施策（犯罪被害者白書）について

1 犯罪被害者白書について

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、毎年、国会に提出している法定白書（今年で20回目。国家公安委員会・警察庁としては10回目）。政府による犯罪被害者等施策の進捗状況について記載。

2 構成について

(1) 年次報告

第 4 次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況

第 1 章 損害回復・経済的支援等への取組

第 2 章 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

第 3 章 刑事手続への関与拡充への取組

第 4 章 支援等のための体制整備への取組

第 5 章 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

(2) トピックス

- 犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況
- 地方におけるワンストップサービスの実現に向けた取組
- ポータルサイト「ギュっとCH（チャンネル）」の新設について 等

(3) 基礎資料

犯罪被害者等基本法、第 4 次犯罪被害者等基本計画、令和 5 年 6 月 6 日犯罪被害者等施策推進会議決定、犯罪被害者等施策関係予算、地方公共団体の取組状況、犯罪被害者等に関する相談先一覧等を掲載。